

浜松市教育委員会会議録

- 1 開催日時 令和3年6月22日(火)
9時00分～10時35分
- 2 開催場所 イーステージ浜松オフィス棟6階
教育委員会室
- 3 出席状況 出席者
教 育 長 花 井 和 徳
教育長職務代理者 安 田 育 代
委 員 黒 柳 敏 江
委 員 田 中 佐和子
委 員 神 谷 紀 彦
委 員 鈴 木 重 治
- (職員)
- 学校教育部長 田 中 孝太郎
学校教育部次長(教育総務課長) 吉 積 慶 太
学校教育部次長(教職員課長) 高 橋 宏 典
学校教育部参事(教育審議監) 竹 内 孝 夫
指導課長 石 野 政 史
指導課教育総合支援担当課長 石 川 博 則
文化振興担当部長 中 村 公 彦
市民部次長(スポーツ振興課長) 金 子 哲 也
文化財課長 鈴 木 一 有
美術館長 飯 室 仁 志
- (事務局職員)
- 教育総務課長補佐 影 山 和 則
教育総務課総務グループ長 笹 ヶ 瀬 優
教育総務課主任 木 下 知 紗
- 4 傍聴者 4名
- 5 議事内容 別紙のとおり
- 6 会議録作成者 教育総務課 木下 知紗
- 7 記録の方法 審議事項について発言者の要点記録

8 会議記録

(教育長) 令和3年6月22日の浜松市教育委員会を開催する。
傍聴についてはどうなっているか。

(事務局) 4人から傍聴申込をいただいている。

(教育長) 許可するというので、よろしいか。

(異議なし)

(教育長) 許可する。

前回及び臨時会会議録の報告及び承認は回覧をもってお願いする。

本日の会議録署名人は黒柳委員と鈴木委員のお二人にお願いする。

会期は本日限りである。

本日は、議案が5件、報告が3件ある。

最初に、第30号議案「浜松市就学支援委員会規則の一部改正について」指導課から説明をお願いする。

(教育総合支援担当課長) 第30号議案「浜松市就学支援委員会規則の一部改正について」説明する。浜松市就学支援委員会規則の一部を次のように改正する。説明資料をご覧ください。障がいのある児童が増加しており、重度化・重複化が課題になっていることから、専門的知識を有する委員を増員することで、適正な就学支援を継続するため、規則の一部を改正する。改正内容は、委員を20人以内から25人以内と改正するものである。この規則は令和3年7月1日から施行するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(安田委員) 2つ教えて欲しい。現在の委員数は何人か。また、規則改正することでどの位増える予定か。

(教育総合支援担当課長) 現在の委員数は20人で、今後21人になる予定である。理由は、障がいのある特別支援学校の校長先生方に委員になってもらっているが、今年度から県立の浜松みをつくし特別支援学校が開校し、学校数が増えたためである。

(教育長) その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 31 号議案「浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について」スポーツ振興課から説明をお願いする。

(スポーツ振興課長) 第 31 号議案「浜松市スポーツ推進審議会委員の委嘱及び解嘱について」説明する。5 ページをご覧いただきたい。新たに浜松市立高等学校校長の宮田治幸氏、浜松市小学校体育連合会長の中村孝夫氏を委嘱し、元浜松市立高等学校校長の柳本佳奈子氏、元浜松市小学校体育連合会長の尾田聡弘氏を解職する。7 ページをご覧いただきたい。今回は人事異動に伴う改選であり、任期は前任者の残年数である、令和 5 年 3 月 31 日までである。男女比は 6 対 4 である。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 32 号議案「浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について」文化財課から説明をお願いする。

(文化財課長) 第 32 号議案「浜松市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明する。9 ページをご覧いただきたい。浜松市文化財保護審議会委員の現任委員が 6 月 30 日に任期を満了するため、7 月 1 日から新たな委員を委嘱するものである。委員は 9 人で、再任の 2 期目が 4 人、新任が 5 人である。男女比は 5 対 4 である。任期は 3 年である。この審議会は、浜松市教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について同委員会に建議するものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 33 号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱について」文化財課から説明をお願いします。

(文化財課) 第 33 号議案「浜松市博物館協議会委員の委嘱について」説明する。13 ページをご覧ください。浜松市博物館協議会委員の現任委員が6月 30 日に任期を満了するため、7月 1 日から新たに委員を委嘱するものである。委員は8人で、再任の2期目が1人、新任が7人である。男女比は5対3である。任期は3年である。博物館長の諮問に応じて、浜松市博物館の運営に関する事項について評価し、並びに博物館の将来像について博物館長に意見・提言をするものである。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

次に、第 34 号議案「浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について」美術館から説明をお願いします。

(美術館長) 第 34 号議案「浜松市美術館協議会委員の委嘱及び任命について」説明する。17 ページをご覧ください。本年度6月 30 日に任期を満了することから、7月 1 日より新たな委員を委嘱及び任命する。今までは4人程度が交代する形をとっていたが、今回は一新する。委員は8人で、男女比は5対3である。任期は2年である。開催回数は、年間3回、2年間で6回を予定している。美術館長の諮問に応じて、浜松市美術館、秋野不矩美術館の事業、運営に関する事項について美術館長に意見・提言する。

説明は以上である。

(教育長) ご意見、ご質問はあるか。

(鈴木委員) 条例では任命となっているようだが、任命と委嘱はどのように使い分けられているか。

(美術館長) 学校等職員については任命、それ以外は委嘱と呼び分けている。

(鈴木委員) 市全体で何らかの基準があり使い分けられているのか。任命された委員と委嘱された委員では、一般的には違った受け止め方をされるのではないか。

(美術館長) 確認する。

(黒柳委員) 今まで4人程度が入れ替わっていたのが、今回は一新するとのことだが理由は何か。

(美術館長) 任期2年で2期間務められる方が多いが、人事異動や自己都合等で1期で終了される方がおり、今回偶然8人が新しい方に入れ替わることになった。

(教育長) 第34号議案の浜松市美術館協議会委員と第33号議案の浜松市博物館協議会委員の両方で田中裕二氏が委嘱されているが、理由はあるか。

(文化財課長) 各委員の専門性等を勘案して浜松市在住者を中心に依頼しているが、美術館と博物館で専門分野が重なり、偶然同じ方となった。

(教育長) 承知した。その他、ご意見、ご質問はあるか。

(意見なし)

(教育長) 本議案を承認してよろしいか。

(異議なし)

(教育長) 承認する。

ここで、報告事項に移る。

(報告)

ア 令和3年度全国学力・学習状況調査について

(指導課)

イ 文化財課の事業について

(文化財課)

ウ 美術館の事業について

(美術館)

(教育長) 以上で、本日の教育委員会を終了する。